

## 7 屋外広告業には登録が必要です

### 7-1 屋外広告業とは

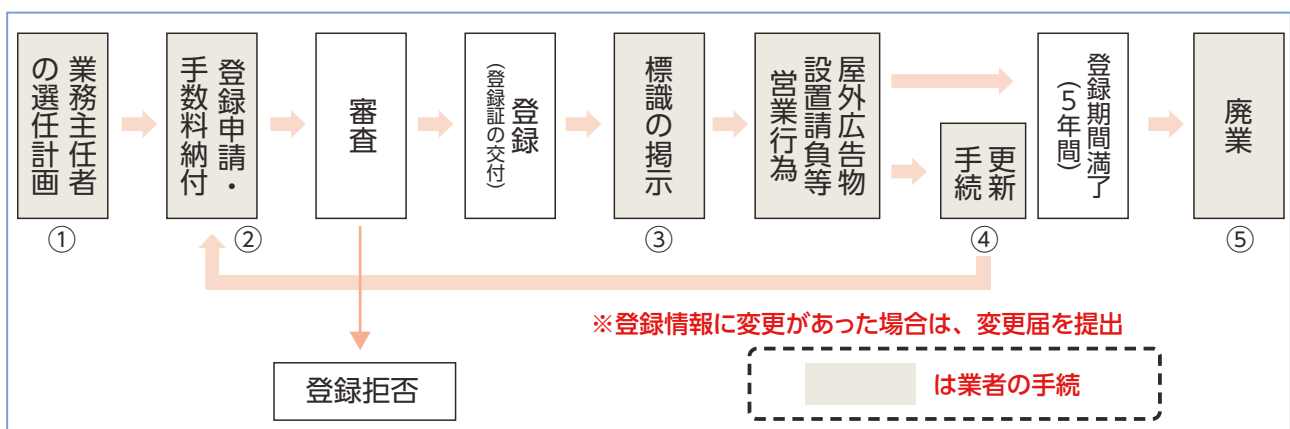
屋外広告業とは、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。この場合、元請け又は下請けといった立場の形態は問いませんが、単に屋外広告物の印刷、制作等を行うだけで、現実に屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を行わないものは、屋外広告業に該当しません。

なお、静岡県内（政令市を除く。）で屋外広告業を営もうとする方は、静岡県知事の登録を受けなければなりません。



### 7-2 業登録の流れ（詳細は、「静岡県屋外広告業の登録の手引き」）

[https://www.pref.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/029/825/1\\_tebiki\\_gyotouroku.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/029/825/1_tebiki_gyotouroku.pdf)



※書類に不備等がない場合、書類受付から登録されるまでの日数の目安は、23日です。  
(静岡県許認可事務処理規程の標準処理期間)

#### ① 業務主任者の選任

- ・営業所ごとに以下のいずれかを満たす者を業務主任者として選任しなければなりません。

<業務主任者の資格>

- ①屋外広告士
- ②屋外広告物講習会修了者（他県・他市問わず）
- ③職業能力開発促進法に基づく広告美術科の職業訓練指導員の免許保持者、  
広告美術仕上げの技能検定試験の合格者又は広告美術科の職業訓練修了者

#### ② 登録申請

- ・登録申請では、登録申請書に必要書類を添付し、屋外広告業を営もうとする本店又は営業所を所轄する土木事務所に提出してください。登録された場合、屋外広告業登録証が交付されます。
- ・政令市（静岡市及び浜松市）で屋外広告業を営もうとする方は、それぞれの市に登録が必要です。なお、県の登録業者であることを届出すれば、市登録業者とみなされる特例制度があります。

<提出書類一覧>

No	書類名称	申請者の区分			
		個人		法人	
		成人	未成年		
1	屋外広告業登録申請書（様式第 17 号）	○	○	○	
2	静岡県収入証紙 1 万円分 ※ No1 の余白に貼付	○	○	○	
3	誓約書（様式第 18 号）	○	○	○	
4	住民票の写し ※コピー可 （県外の場合のみ）	申請者本人	○	○	—
		法定代理人	—	△	—
5	登記事項証明書 ※コピー可	申請者	—	—	○
		法定代理人	—	△	—
6	業務主任者の資格を証する書面のコピー （以下のうちいずれか）				
	① 屋外広告士登録証又は屋外広告士合格証				
	② 屋外広告物講習会修了証書	○	○	○	
	③ 技能検定合格証書（広告美術仕上げ）				
	④ 職業訓練指導員免許証（広告美術科）				
	⑤ 職業訓練課程（広告美術科）の修了証				

※提出部数は、正本 1 部、副本 1 部（一式、正本のコピーで構いません）です。

### ③ 標識の掲示等

- ・登録を受けた後は、営業所ごとに屋外広告業登録業者であることを示す標識を作成及び掲示しなければなりません。
- ・標識には、氏名・名称・商号、代表者氏名、登録番号・登録年月日、営業所名、業務主任者の氏名を記載します。標識の規格は、A 3 横型です（材質は任意）。
- ・その他に、屋外広告物の表示・掲出物件の設置に関する工事について、締結した請負契約の内容を記載した帳簿を作成し、整理・保存しなければなりません。

### ④ 更新手続等

- ・登録の有効期限は 5 年間で、有効期限の満了後も屋外広告業の営業を続けるときには、有効期限の満了日の 30 日前までに更新登録の申請をしてください。なお、有効期限を過ぎた場合、新規登録をやり直す必要があります。
- ・登録情報に変更があったときは、変更があった日から 30 日以内に届出を提出してください。
- ・紛失や破損等の理由により、屋外広告業登録証の再交付を希望するときは、再交付の申請をしてください。

### ⑤ 廃業

- ・屋外広告業を廃止したときは、廃止の理由が生じた日から 30 日以内に届出を提出してください。